

210mm (表紙の裏面です)

C'

## 重要事項説明書 契約概要・注意喚起情報

### 契約概要

この「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要な事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。この「契約概要」は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「普通共済約款」および「特約条項」に記載しておりますのでご確認ください。また、ご不明な点については当共済会 までお問い合わせください。

### 1 商品のしくみ

商品の名称：ペット共済(ペット)

共済商品の特徴：この共済は、家庭で飼育されている犬または猫が、病気やケガで所定の通院・入院・手術を受けたときに、限度額の範囲内で治療費の一定割合を保障する共済です。

### 2 主契約の支払事由および共済金額

共済金の種類	支払事由 (共済金をお支払いする場合)	支払金額
通院共済金	動物病院等に通院し、獣医師の治療を受けたとき	通院による治療1日について、実際に負担した治療費用に保障割合を乗じた額
入院共済金	動物病院等に入院し、獣医師の治療を受けたとき	入院による治療1日について、実際に負担した入院費用に保障割合を乗じた額
手術共済金	動物病院等で獣医師による手術を受けたとき	手術1回について、実際に負担した手術費用に保障割合を乗じた額※

※同一の傷病で2種類以上の手術を受けた場合は、もっとも治療費の高い1種類のみを対象としてお支払いします。また、2回以上に分けて受けた一連の手術については、1回の手術とみなしてお支払いします。

●動物病院等に支払う費用でも、保障の対象となる治療費用に含まれないものがあります。 **9 共済金が支払われない主な場合** をご確認ください。

●3つの加入プランからお選びいただけます。

保障割合	通院したとき (通院共済金)		入院したとき (入院共済金)		手術を受けたとき (手術共済金)	
	年間	1日	年間	1日	年間	1回
50%	70万円 まで	10,000円 まで	70万円 まで	10,000円 まで	70万円 まで	10万円 まで (年2回)
70%	70万円 まで	12,000円 まで	70万円 まで	12,000円 まで	70万円 まで	12万円 まで (年2回)
100%	70万円 まで	15,000円 まで	70万円 まで	15,000円 まで	70万円 まで	15万円 まで (年2回)

●1日または1回あたりの支払共済金額、年間の支払共済金額には、上記の表のとおり上限があります。

●プラン変更は、更新時に限り可能です。契約途中で変更することはできません。保障割合の低いプランから高いプランへ変更する場合は、審査が必要となり審査結果により条件付き変更または変更不可となる場合がございます。

●保障開始時期は次のとおりです。

ケガの場合	病気の場合※	ガンの場合※
申込日又は共済基本料受領日のどちらか遅い日の翌日より保障開始	契約日を含む30日間の免責期間 31日目 申込日又は共済基本料受領日のどちらか遅い日の翌日の31日目から保障開始	契約日を含む90日間の免責期間 91日目 申込日又は共済基本料受領日のどちらか遅い日の翌日の91日目から保障開始

※次年度以降ご契約が更新された場合、更新後のご契約には免責期間がなく、更新日初日から保障が開始されます。

※免責期間(待機期間)中に発症した(疑い含む)疾病については、免責期間(待機期間)終了後も保障の対象となりません。

●詳細については「普通共済約款」および「特約条項」に記載しておりますのでご確認ください。また、ご不明な点については当共済会または取扱代理店までお問い合わせください。

### 3 共済期間

共済期間は1年間です。共済期間の満了日の1か月前までに更新を希望されない旨のお申し出がなく、更新後契約の共済基本料が払込まれた場合、満了日の翌日に共済契約は更新されます。

### 4 引受条件

- 10才までの犬・猫
- 年齢ごとの引受条件は下記の通りです。現在の健康状態によりお引受け条件を決定させていただきます。
- 0才～2才：申込書告知欄で健康状態をお知らせください。
- 3才～6才：申込書に添付された別途告知書をご提出ください。
- 7才～10才：健康診断を受診の上、健康診断書をご提出ください。特別特定疾病不担保特約付帯のご加入となります。

※審査によりその他検査を受診いただく場合がございます。

#### 【特定疾病不担保特約】

特定の疾病・ケガに関する治療費・薬代等の通院費について保障の対象から除外する場合に適用されます。ご契約前に疾病やケガが発症していた場合や条件変更がある更新時に付帯されます。

- 特約が付帯する場合、共済証券に特定疾病・ケガが記載されます。

#### 【特別特定疾病不担保特約】

7才以上で下記に該当する場合、健康状態に関係なく特別特定疾病不担保特約付帯のお引受けとなります。

- 7才以上で未避妊・未去勢の場合  
オス：前立腺肥大・会陰ヘルニア・直腸憩室形成・肛門周囲腺腫  
メス：子宮内腺症・子宮嚢腫症・子宮筋腫・卵巣嚢腫・子宮水腫・乳腺腫瘍
- 9才以上  
(7才以上で未避妊・未去勢の場合の特定疾病)  
＋  
腎不全・甲状腺機能亢進症/低下症

●特別特定疾病不担保特約は終身特約となります。

●健康状態により別途引受条件が追加となる場合がございます。引受条件に関する告知や健康診断については **2 告知義務** をご確認ください。

210mm

B'

### 5 共済基本料および共済基本料払込に関する事項

- 共済基本料：共済基本料は、保障の対象となるペットについて、犬または猫の別、年齢別に異なります。共済基本料の支払方法には、年払と月払があります。更新後の共済基本料は、更新日時時点の共済基本料率を適用します。

●割引制度：共済基本料の割引制度には、次のものがあります。

割引制度	割引率	割引制度の概要
多額割引	3%	すでに当共済会のペット共済にご加入のペットがいる場合、2頭を比べて共済基本料の低い方が多額割引の適用となります。※同時加入時も適用
無事故割引	5%	共済金の支払がなく共済期間が満了し、契約の更新をした場合に、更新後の契約に適用する割引です。

- 共済基本料の払込方法には年払と月払があり、払込期間は共済期間と同一です。
- 共済基本料の主な払込経路は口座振替・クレジットカードなどです。
- 当共済会は、払込まれた共済基本料に対する領収証は発行しません。ただし、現金により共済基本料の払込を受けた場合、または共済契約者から申し出があった場合には領収証を発行します。
- 実際にご契約いただく共済基本料、払込方法、払込経路については、ペット共済契約申込書にてご確認ください。

### 1 クーリングオフ

●申込書を記入していただいた日、またはこの「重要事項説明書」をお受け取りいただいた日の、いずれか遅い日からその日をきめて8日以内であれば、書面によりお申込の撤回をすることができます。この場合、お申込みいただいた金額は全額お返しいたします。

●クーリングオフは、郵便(ハガキ・封書など)により前述の期間(8日以内)の消印有効に、当共済会までお申し出ください。郵便には、クーリングオフをする旨を明記し、ご契約者のご署名・ご捺印、ご契約者の住所・電話番号、ご契約の申込日をご記入ください。

書面の郵送先 一般社団法人 日本ペット共済  
〒659-0092 兵庫県芦屋市大原町5-17  
DANビル 3F クーリングオフ係

### 2 告知義務

①告知義務について  
共済契約者および被共済者には、保障の対象となるペットの健康状態などについて告知をしていただく義務があります。共済は多数の人々が共済基本料を出し合って、相互に保障しあう制度です。したがって、はじめから健康状態のよくないペットが無条件に加入されますと、共済基本料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、ペットの飼育の目的や現在の健康状態、過去の傷病歴、先天性異常、ワクチン接種状況、同一ペットを対象とするほかのペット保険等(以下、他の契約)の加入状況等について申込書および告知書等で当共済会がおたずねすることによって、事実をありのままに正確にもれなくお知らせください。告知いただいた内容によって、引受けの可否を判断いたします。また、ご契約加入後、他の契約を締結または変更するときはあらかじめ、他の契約があることを知ったときは遅滞なく、書面をもってその旨を当共済会に申し出て、承認を請求しなければなりません。

②告知受領権について  
告知受領権は当共済会が有しています。代理店は告知受領権がなく、代理店に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。

③お申込内容の確認について  
告知書の内容だけでは引受けの可否の判断ができない場合、保障の対象となるペットについての健康診断書をご提出いただくことがあります。

④傷病歴があるペットでも引受け可能な場合について  
当共済会では、ご契約者間の公平性を保つため、保障の対象となるペットの健康状態すなわちお支払が発生するリスクに応じた引受け対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によっては特定の疾病または特定の部位の治療費用を不担保とすることを条件にお引受けすることがあります。

⑤正しく告知されないことの特約について  
告知いただく事柄は、申込書および告知書に記載しております。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、当共済会は「契約概要」としてご契約または特約を解除することがあります。ご契約または特約を解除した場合には、たとえ共済金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。更新前契約において告知義務違反による解除の理由があるときは、当共済会は、更新契約を解除することがあります。

207mm

A'

### 9 共済金が支払われない主な場合

以下に該当する場合、当共済会は共済金をお支払いしません。なお、**免責事由**の詳細は普通共済約款、特約条項にてご確認ください。

- ①共済金の支払い事由に該当しない場合
- ②告知義務違反等によって、ご契約または特約が解除された場合
- ③お客様の故意または重大な過失によって生じた傷病
- ④お客様が保障の対象となるペットに対して、給餌または給水等の基本的な健康衛生管理を怠ったことによって生じた傷病
- ⑤地震、噴火、または津波、戦争、外国の武力行使等によって生じた傷病
- ⑥共済期間の始まる前から被っていた傷病および発症していた先天性異常またはその疑い(免責期間中の発症および発症の疑いを含む)による診療費・費用
- ⑦次の感染病の場合の診療費等(ただし、狂犬病以外は獣医師の指導によって予防ワクチン接種等の有効な予防措置が講じられている場合はお支払いいたします。)

- ・ジステンパー感染症
- ・伝染性肝炎
- ・コロナウイルス感染症
- ・レプトスピラ感染症黄痘型
- ・汎白血球減少症
- ・ウイルス性鼻気管炎
- ・ノミダニ感染症

⑧次の疾病およびその疑いによる場合、及び診療の結果対象外疾病が認められ、またはその疑いと診断された場合の診療費等(先天性または後天性に問わず)

- ・留置嚢丸
- ・膿瘍
- ・腸ヘルニア
- ・気管虚脱
- ・てんかん
- ・膝蓋骨脱臼
- ・口内口瘻
- ・嚢毛乱生
- ・鼠径ヘルニア
- ・猫免疫不全ウイルス感染症
- ・レックヘルテス
- ・ノミダニに起因するアレルギー疾患
- ・涙やけ
- ・チェリーアイ

⑨ペットの去勢と避妊ならびにそれらによって生じた症状および傷病による診療費等

⑩疾病予防のための薬物投与・注射・美容整形・ケアに該当する処置による診療費等

⑪口腔内医療措置および口腔内医療措置に起因する全ての処置・治療費等

⑫肛門腫瘍に關わる全ての治療費等

⑬健康体を実施する健康診断・検査費用(体調不良等の症状があり、診断を特定するための検査費用はお支払いいたします。)

⑭健康体に行われた検査後に症状原因または診断名が確定した場合のその検査費用(健康体に行われた検査費用を含み、加療の効果を計るために治療の一環を構成する検査費用は含みません。)

## 日本ペット共済 個人情報保護方針

#### 1. 法令等の遵守

当共済会は、お客様の個人情報の取り扱いについて定めている個人情報保護法、その他関係法令およびガイドラインを遵守いたします。

#### 2. 教育・体制

当共済会は、個人情報保護の重要性について、理事ならびに全従業員に教育訓練を実施するなど、職員に対する教育啓蒙活動を実施し、その内容を共済会内に周知徹底させます。

また、個人情報保護の管理責任者を置き、適切な個人情報保護のためのJIS Q15001に準拠したコンプライアンス・プログラムを策定し、実施、維持、継続的改善に努めます。

#### 3. 個人情報の収集

当共済会は、お客様から個人情報を収集する場合、原則として利用目的と問合せ窓口を通知し、お客様の同意を得た上で、適正かつ公正な手段に基づき収集を行います。

#### 4. 個人情報の管理

お客様の個人情報は適切かつ厳重に管理する為、合理的な技術を施します。また、個人情報の紛失、破壊、誤用、改ざん、漏洩を防止するために、不正アクセス防止などのセキュリティ対策を講じます。

### 個人情報に関する相談窓口 日本ペット共済

☎0120-055-604

※携帯・PHSからもご利用可能です。

メール：info@petlife.or.jp

受付時間 10:00～18:00  
(平日のみ※土日祝・年末年始等を除く)

### 10 更新時の取扱について

●共済期間の満了日の1か月前までに更新を希望されない旨のお申出がなく、更新後の共済基本料が払込まれた場合、満了日の翌日を更新日として共済契約は更新されます。この場合、更新日時時点の普通共済約款・保障料率およびペットの年齢が適用されます。

●更新を希望されない場合、または更新時に契約内容を変更される場合は、共済期間満了日の1か月前までに所定の届紙又は電話にて必ず当共済会へお申し出ください。

●当該更新契約の危険度が全体の水準に対して高く、公平性等の観点から更新前と同条件での引受けが不適当である場合には、その契約の更新を引き受けられない、または更新後の契約内容を変更して引き受けることがあります。

※特定疾病不担保特約の付帯または請求回数制限を設けて更新をお願いすることがあります。

●共済契約の計算基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生した場合は、更新時の共済契約の共済基本料を増額したり、保障金額を減額したりすることがあります。また、この共済が不採算となったときは共済契約の更新を引き受けられないことがあります。